

会津若松市民憲章制定50周年の歩み

会津若松市民憲章制定50周年記念誌



史跡若松城跡 (鶴ヶ城)

会津若松市民憲章推進委員会

目次

| | |
|--|----|
| 会津若松市民憲章・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| ごあいさつ | |
| 会津若松市民憲章推進委員会委員長 成田 源一郎 | 4 |
| 会津若松市民憲章制定50周年記念事業実行委員会 実行委員長 田澤 豊彦 | 5 |
| 会津若松市長 室井 照平 | 6 |
| お祝いの言葉 | |
| 会津若松市議会議長 目黒 章三郎 | 7 |
| 会津若松市民憲章制定に至る経過 | 8 |
| 会津若松市民憲章の制定まで | 9 |
| 会津若松市民憲章のあゆみ(年表) | 10 |
| 会津若松市民憲章制定後の事業 | 11 |
| 会津若松市民憲章記念碑・看板 | 12 |
| 会津若松市民憲章推進委員会の活動 | 14 |
| 社会福祉部会の活動 | 15 |
| 都市美化部会の活動 | 16 |
| 文化教養部会の活動 | 18 |
| 会津若松市民憲章推進活動写真 | 19 |
| 会津若松市民憲章50周年記念事業「花園コンクール写真展」 | 23 |
| 会津若松市戊辰150周年記念式典での市民憲章唱和 | 24 |
| 会津若松市民憲章推進宣言 | 25 |
| 会津若松市民憲章推進委員会規約 | 26 |
| 会津若松市民憲章推進委員会 | 28 |
| 会津若松市民憲章推進委員会団体会員 | 28 |
| 会津若松市民憲章制定50周年記念事業実行委員会 | 29 |
| 会津若松市民憲章制定50周年記念誌編集委員 | 29 |
| 編集委員から | 30 |
| 編集後記 | 31 |

会津若松市民憲章

昭和43年5月3日 制定

前文

会津若松市は、会津の中心都市としてながい歴史と伝統につちかわれて発展してまいりました。

会津若松市民は、明治戊辰百年を迎えて先人の偉業をしのび、よりよい郷土を築くために平和・創造・繁栄の三つの誓いをたて、市民の歩む道しるべとして市民憲章を制定しました。

私たち市民は、責任と誇りをもった市民意識の上に立って、会津若松市を民主的な近代都市として大きく前進させるために、具体的目標を定め、心をあわせて、これを実践するよう努めるものであります。

- 一、親切をつくし 住みよいまちをつくりましょう
- 一、きまりを守り 明るいまちをつくりましょう
- 一、健康で働き 豊かなまちをつくりましょう
- 一、環境をととのえ 美しいまちをつくりましょう
- 一、自然と文化財とを愛し ゆかしいまちをつくりましょう
- 一、教養を高め 文化のまちをつくりましょう

会津若松市の市民憲章

市民憲章とは、市民が自ら住んでいるまちをより暮らしやすくするために、自ら定めた目標です。

本市では、明治戊辰百周年祭を契機として、先人の偉業をしのび、よりよい郷土を築くために平和・創造・繁栄の三つの誓いをたて、市民の歩む道しるべとして、昭和43年5月3日憲法記念日に制定されました。

その理念は左記に掲載されている六章からなる憲章文の中に込められています。

市民憲章を実践し、 住みよいまちをつくりましょう

市民憲章の精神は、実践していかなければその意義は失われてしまいます。

私たち市民一人ひとりが、よりよい郷土をつくりあげていくためには何をすべきでしょうか。

市民憲章を唱和し、そして、みんなで実践し、住みよい会津若松市にしていきましょう。





ごあいさつ

会津若松市民憲章推進委員会
委員長 成田 源一郎

会津若松市民憲章が昭和43年5月3日に制定されて50周年を迎えることとなりました。

会津若松市民憲章は戊辰100周年を記念し、先人の偉業に感謝し、また、これからの会津若松市の「まちづくり」の指針として制定され、半世紀という長きにわたり市民憲章の実践運動を展開し、多くの成果を残してまいりました。

昭和43年10月に第1回推進委員会が開催され、当初は地道な市民憲章の周知活動運動から始まりましたが、昭和48年に「第1回全市一斉川ざらい作戦」、昭和51年には「鶴ヶ城クリーン作戦」が実施され、さらに昭和53年には「市民憲章運動推進第13回全国大会」を開催するなど、様々な取組を行いながら今日の会津若松市民憲章の多様な活動へと発展してきたものであり、先輩方の御苦勞を感じるものであります。

会津若松市の市民憲章推進運動は、6つの条文にありますように「親切をつくす」「きまりを守る」「健康で働く」「環境をととのえる」「自然と文化財を愛する」「教養を高める」を掲げ、目標としています。これらはすべて毎日の暮らしの中で実践できる、あたりまえのことです。しかしながらこの「あたりまえ」が一番難しいことでもあります。地域に住むわたしたち住民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちの手でつくる」これを目標に活動していくことが「まちづくり」であり、市民憲章運動であります。

終わりに、会津若松市民憲章制定50周年というこの記念すべき節目に、ますますの意識の高揚を図り、この会津の美しい自然とすばらしい文化を生かした「会津若松市のまちづくり」を目指して活動してまいりますので、皆様におかれましては今後とも変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。



ごあいさつ

会津若松市民憲章制定50周年
記念事業実行委員会
実行委員長 田澤 豊彦

この度、会津若松市民憲章は、よりよい郷土をつくるために平和・創造・繁栄の三つの誓いをたて、市民の歩む道しるべとして昭和43年に制定されてから50周年を迎えました。

半世紀という長きにわたり市民憲章の実践推進運動を展開し、多くの成果を残してまいりましたが、これもひとえに歴代委員長をはじめ役員の皆様の献身的なご尽力や、推進委員の皆様のご理解とご協力の賜物であり、感謝と御礼を申し上げます。

会津若松市民憲章推進委員会では、3つの部会に分かれて活動しています。

「小さな親切」運動、「犬や猫のフン害をなくす」運動を担当する社会福祉部会、「クリーン鶴ヶ城」「花いっぱい運動」「花園コンクール」を担当する都市美化部会、「作文コンクール」「文化財研修」などを担当する文化教養部会です。

各部会とも、部会長を中心に活発に運動を行い、市民の皆様に市民憲章の周知と実践を呼びかけています。

そしてこの50周年という節目にあたり、記念事業実行委員会を組織して、市民憲章に掲げる理想のさらなる実現を期するため、記念式典をはじめとした様々な事業を企画してまいりました。

結びになりますが、市民憲章制定50周年を契機に、市民憲章の実践活動により、市民一人ひとりがより良い郷土を築いていけますよう祈念してあいさつといたします。



ごあいさつ

会津若松市長
室井 照平

本市は昭和43年5月3日に市民憲章を制定し、会津若松市民憲章推進委員会の皆様のご活躍により、半世紀にわたる普及啓発活動が継続されてまいりました。

この度、会津若松市民憲章が制定50周年という節目を迎えましたことは、誠に喜ばしく、関係各位のこれまでのご尽力に心から敬意を表する次第であります。

さて、市民憲章推進の取組は、様々な活動を通して、市民の皆様それぞれの心に、郷土を愛する心、助け合いの心を育んでいくものであります。

その活動のひとつとして、会津若松市民憲章推進委員会では、毎年、春の桜のシーズン到来を前にクリーン鶴ヶ城作戦を実施しており、大変多くの市民の皆様にご参加をいただいております。市民の皆様が、本市のシンボルになっている鶴ヶ城をきれいにしようと、清掃活動に取り組んでいる姿を目の当たりにし、大変意義深い活動であると感じているところであります。

これからも、このような市民憲章の取組を実践、継続し、子どもからご高齢の方まで、誰もがいきいきと豊かに生活することができるまちづくりを進め、先人から脈々と受け継いできたこの市民憲章を、市民の誇りとして後世に伝えていくことができるよう、努めてまいり所存であります。

結びに、この市民憲章制定50周年を契機とした市民憲章のさらなる普及、啓発と関係各位の益々のご健勝とご多幸を祈念して、あいさついたします。



お祝いの言葉

会津若松市議会議長
目黒 章三郎

会津若松市民憲章が制定50周年を迎えられましたこと、誠におめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。

また、市民憲章推進委員会をはじめ関係各位の皆様には、本市12万市民の市民憲章の推進にあたり尽力を賜り、深甚なる敬意を表するものであります。

会津若松市民憲章は、昭和43年に戊辰100周年を記念し、会津の先人たちの偉業と戊辰以降の苦難の生活をしのび、自らが住むまちを自分たちの手でよりよいものにするために制定されました。

この間、多くの市民が市民憲章の理念のもと、小さな親切運動や花いっぱい運動、花園コンクール、クリーン鶴ヶ城作戦など、子どもからお年寄りまで、暮らしやすいまちづくりに資する活動が展開されてきております。

近年、私たちを取り巻く環境も変化し、地域社会における人と人との結びつきが薄れ、個人が自分の生活サイクルの中でのみ活動する傾向が強まっていると感じております。

このような中であるからこそ、市民一人ひとりが、会津若松市民としての誇りや、自分たちの住む地域を愛する心をもって、市民憲章の理念を実践し、その活動の輪を広げ、住みよい会津若松市を築いていくことが必要であります。

また、市民憲章の精神が「会津若松市自治基本条例」に生かされることも重要な視点だと考えています。

どうか市民憲章推進委員会の皆様におかれましては、市民憲章制定50周年を契機として、先輩方が絶やすことなく継承してこられた市民憲章のさらなる普及啓発と、市民による暮らしやすいまちづくり実現のため、より一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会津若松市民憲章推進委員会のますますのご発展と、関係者の皆様の御健勝と御多幸を心より御祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

会津若松市民憲章制定に至る経過

市民憲章は、昭和42年6月14日に明治戊辰百年祭実行委員会から横山市長あてに制定要望書が提出され、庁議により担当部局を市教育委員会に、また、制定までの順序を決めました。さらに9月2日には市議会全員協議会で満場一致で了承されました。9月12日の庁議で制定委員会委員の構成が決定、10月30日には市内各種団体などの代表による49人の制定委員を市長名で委嘱しました。

11月16日に第1回市民憲章制定委員会が開かれ、委員会では横山市長が「みんなに親しまれ、いつでも口ずさまれるものを、市民の総意で制定したい」とあいさつし、山内教育長から経過報告と今後の日程説明があり、委員会規約の審議のあと、委員長に山口孝平氏、副委員長に高瀬喜左衛門氏を、さらに起草委員17人を選出しました。

その後、起草委員会を開いて検討を重ね、市民の意見を聞きながら修正していき、制定委員会が草案を討議し、市議会全員協議会の承認を得て、昭和43年5月3日に「会津若松市民憲章」が制定されました。

市民憲章の制定式は、昭和43年5月3日（憲法記念日）に市公民館3階講堂に市内24団体から約150人が出席して開かれました。山内教育長が開会のことばを述べ、山口制定委員長が制定までの経過を報告し、高瀬市長が制定のあいさつを述べました。次いで小学生代表、中学生代表、高校生代表、青年代表、婦人代表、高齢者代表の6人が壇上にあがり市民憲章の六章からなる憲章文を朗読、出席者全員が唱和しました。最後に制定委員、起草委員に記念品を贈り、岸市議会議長が祝辞を述べ、市民の歌を斉唱して式を閉じました。

会津若松市民憲章の制定まで

あいづわかまつ市政だよりから



第1回市民憲章制定委員会
昭和42年11月16日開催



第2回市民憲章制定委員会
昭和43年3月4日開催



市民憲章制定式
昭和43年5月3日開催

会津若松市民憲章のあゆみ(年表)

- 昭和42年11月16日 第1回市民憲章制定委員会
- 昭和43年 3月 4日 第2回市民憲章制定委員会(草案の決定)
- 昭和43年 5月 3日 県内初の住民憲章となる会津若松市民憲章が制定される
- 昭和43年10月17日 第1回市民憲章推進委員会(市長より委嘱)
- 昭和43年11月28日 第2回市民憲章推進委員会(専門部会の設置)
- 昭和44年 1月 会津若松ロータリークラブと合同で標語・作文を募集
- 昭和44年 2月21日 市民憲章「標語」及び「作文コンクール」審査
- 昭和48年 9月16日 第1回「全市一斉川ざらい作戦」実施
- 昭和50年5月 「花園コンクール」参加を募集(以後毎年実施)
- 昭和51年5月26日 「クリーン鶴ヶ城作戦」実施(以後毎年実施)
- 昭和52年8月～9月 市民憲章制定10周年を記念し「小さな親切運動実行者」推薦と
「作文コンクール」募集(以後毎年実施)
- 昭和52年11月19日 市民憲章制定10周年記念事業
「明日の会津若松市をひらく市民のつどい」開催
- 昭和53年10月 「環境を考える市民会議」に参画
- 昭和53年10月26日・27日 市民憲章運動推進第13回全国大会を会津若松市で開催
- 昭和56年11月 「教育の環境を考える市民会議」開催
- 昭和57年10月 「生活簡素化を考える市民会議」開催
- 昭和63年 1月 「高齢化社会を考える市民会議」開催
- 昭和63年12月17日 市民憲章制定20周年記念式典
記念事業として、ホウの木とハナミズキを植栽し、「市民憲章
の杜」の碑を設置
- 平成10年11月12日 市民憲章制定30周年記念式典
会津総合運動公園に大山桜を記念植樹
- 平成20年11月 5日 市民憲章制定40周年記念式典
- 平成30年 9月11日～15日 「花園コンクール写真展」開催
- 平成30年10月27日 市民憲章制定50周年記念式典

会津若松市民憲章制定後の事業

あいづわかまつ市政だよりから



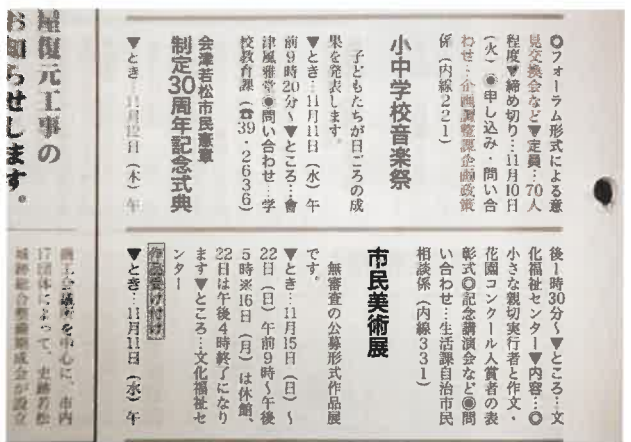
第2回市民憲章推進委員会
昭和43年11月28日開催



制定10周年記念事業
市民憲章運動推進第13回全国大会
昭和53年10月26・27日開催



制定20周年記念事業
昭和63年度



制定30周年記念式典
平成10年11月12日開催



制定40周年記念事業
平成20年度

市民憲章制定40周年記念式典を開催します

市民憲章は、昭和43年の制定から今年で40周年を迎えます。これを記念して、市民憲章推進委員会では式典を開催します。式典では、市民憲章作文コンクールや花園コンクールの受賞者の表彰や感謝状の贈呈、記念講演、アトラクションなどを行います。皆さんぜひ、おいでください。

▶とき…11月5日(水)午後2時～▶ところ…文化センター
▶記念講演…演題「会津の「こころ」」(講師は元教育長・宗像精さん) ●問い合わせ…環境生活課(☎39-1221)

制定40周年記念式典
平成20年11月5日開催

会津若松市民憲章記念碑・看板



「市民憲章」の碑 会津若松市役所本庁舎前 昭和43年11月3日設置
 会津若松西ロータリークラブ寄贈（憲章文は松平勇雄氏の書）
 当初、会津若松市民会館敷地内に設置されていたものを市役所本庁舎
 前に移設した。



「市民憲章」の碑 JR会津若松駅前広場内 昭和50年12月設置



「市民憲章」の碑 会津若松市文化センター敷地内 昭和63年12月17日設置
市民憲章制定20周年の節目を迎え、心を新たに市民憲章の実践を誓いあうと共に、ここに記念植樹をし「市民憲章の杜」を建設した。



会津若松市民憲章の看板（旧陸上競技場入口）

会津若松市民憲章推進委員会の活動

会津若松市民憲章推進委員会は、推進委員（個人）と団体会員で構成されており、市民のみなさんに市民憲章の周知と実践を呼びかけています。

6つの憲章文を知るだけでなく、そこから自分にできることを考え、行動することが住みよいまちづくりにつながります。

推進委員会では、以下の3つの部会に分かれて活動をしています。

社会福祉部会

○「小さな親切」運動

親切な人を表彰し、温かな心あふれる社会を目指します。

○犬・猫のふん害をなくす運動

飼い主マナー向上のため、清掃活動への参加や啓発活動を行っています。



マナー向上を呼びかける清掃活動

都市美化部会

○クリーン鶴ヶ城作戦

鶴ヶ城と周辺の清掃を行っています。

○花いっぱい運動

会津若松駅周辺に、花のプランターを設置しています。

○花園コンクール

市内の花壇を対象に、花園コンクールを開催しています。



クリーン鶴ヶ城作戦

文化教養部会

○作文コンクール

市内小中学生を対象に、憲章文をテーマにした絵日記と作文のコンクールを開催しています。

○文化財研修会

会津の歴史や文化について造詣を深めるため、研修会を実施しています。



作文コンクール表彰式



■ 社会福祉部会の活動

社会福祉部会長 五十嵐 久政

当部会では、六章からなる憲章文のうち「親切をつくし 住みよいまちをつくりましょう」と「きまりを守り 明るいまちをつくりましょう」の2つの条文に基づき活動してまいりました。昨年度の「小さな親切運動」においては、子どもから大人まで、ちょっとした日常の親切な行為をした方を表彰し、「犬・猫のふん害をなくす運動」においては、清掃活動への参加や犬ふん放置禁止を呼びかけるシールの配布を行いました。「生活簡素化運動」においては、香典のお返しを辞退する意思を表示する「簡素化シール」を希望者に配布しました。

このような取組を継続し、推進委員が一丸となって温かな心があふれるまちづくりを目指しております。

小さな親切運動について

この冬、会津地方は大雪に見舞われたため、身動きがとれなくなり、不安な日々を過ごしておりました。

そんな時に親切な方がいらっしゃいまして、除雪や買い物など、色々と協力していただき、大変ありがたく、本当に助かりました。

小さな親切運動は、このような心あたたまる行為に対し、実行章を贈呈して「いたわり」の心の輪を大きく広め、住みよいまちづくりにつなげようとするものです。

(村岡トキ子)





都市美化部会の活動

都市美化部会長 猪俣 美智

当部会では、市民憲章に掲げる「環境をととのえ うつくしいまちをつくりましょう」に基づき、ゴミのない、花がいっぱいに咲くまちを目指して活動しています。

桜の季節には、観光客に快適に花見をしていただくため「クリーン鶴ヶ城作戦」を実施し、鶴ヶ城とその周辺の清掃活動に取り組んでいます。また、「花いっぱい運動」として、会津若松駅前に赤と白のベゴニアのプランターを並べて行き交う人に安らぎを与えています。さらに、毎年「花園コンクール」を実施しております。参加団体の多くは花の配列などに工夫をこらし、毎年の努力が花壇に表れています。優秀な団体を表彰し、昨年からは努力賞も設けました。

市民憲章制定50周年を節目として、さらに住みよいきれいなまちになるよう、推進委員一同が協力し合い、市民憲章を推進してまいりたいと思います。

クリーン鶴ヶ城作戦について

冬が終わり春が訪れる。4月に入り桜の花も例年どおりのつぼみが見え、観光シーズンを迎えると、会津若松市のシンボルである鶴ヶ城と周辺の清掃を個人や法人、各種団体に呼びかけて「クリーン鶴ヶ城作戦」を実施しています。

今年も約750人にもなろうかというたくさんの方々にご参加いただき、鶴ヶ城も清々しくなり、心より感謝を申し上げます。

今年には市民憲章制定50周年という節目を迎えておりますが、これを契機として、ゴミのない美しいまちとして観光客をお迎えし、心ゆくまで楽しんでいただきたいと思います。

(渡部義助)



花園コンクールについて

花と緑に包まれた、うるおいのあるきれいなまちづくりを進めるため、毎年「花園コンクール」を開催しています。学校の部、個人と団体の部で参加者を募集し、花壇の審査を年3回実施しています。参加者は創意工夫を重ね、毎年素晴らしい花を咲かせていらっしゃいます。

今年からは、花壇の写真審査も行っており、広く市民の方にご覧いただき、また、投票していただいております。このような活動を通して、多くの市民の方に市民憲章運動にご参加いただき、環境も心も清々しい会津若松市となるよう取り組んでおります。

(遠藤志津子)





■ 文化教養部会の活動

文化教養部会長 遠藤 はるえ

当部会では、「自然と文化財とを愛し ゆかしいまちをつくりましょう」と「教養を高め 文化のまちをつくりましょう」という憲章文に基づき活動しています。例年、小中学校の生徒を対象とした「作文コンクール」、会津の文化財を見学する「文化財研修」、実際に裁判を見学し、裁判について研修を受ける「裁判所見学」、市議会の「議会傍聴」、市政や財政等について学ぶ「市長講話」などを企画しています。また、今年の「文化財研修」では日本遺産に登録されました「会津の三十三観音めぐり」を企画し、会津の仏教文化や文化財について学ぶ機会としています。

作文コンクールについて

毎年、夏休みに取り組んでいただく形で、市内の小中学校の児童生徒を対象に、絵日記と作文のコンクールを開催しています。題材は六章からなる憲章文から毎年1つを順番に選択して実施しており、今年度は「自然と文化財とを愛し ゆかしいまちをつくりましょう」をテーマとしました。

また、皆さんが応募しやすくなるよう例を表示し、憲章文の理念をより具体化してアピールしております。さらに、学校を訪問し、先生方にも趣旨を説明し、ご理解いただくことを心がけております。

毎年、皆さんの作品を拝見しておりますが、個人の体験談や感想文に終始するのではなく、テーマに沿った作品に仕上がっているかという点を大切にしております。この視点こそが、先達の魂を次世代の人々に受け継ぐ懸け橋になるものと感じております。

(塚原多美子)



会津若松市民憲章推進活動写真

4月 クリーン鶴ヶ城作戦



本部テントで来場者の受付



市民憲章周知パンフレットと花の種を配ります



隣閣前を清掃する参加者



本丸内にもゴミが落ちています



市民憲章推進委員も鉄門付近でゴミ拾い



終了式の様子（本丸内）



室井照平市長のあいさつ



終了後の記念撮影

6月 花いっぱい運動



開会式（JR 会津若松駅にて）



ベゴニアのプランターを並べていきます



JR 会津若松駅正面の作業が終了しました



JR 会津若松駅と OB 会の方にもご協力いただきました



どんどんプランターを並べます



紅白のベゴニアを交互に並べていきます



作業が終了し、紅白の花が沿道を飾ります



環境 PR 大使「いいもりん」も活躍

7月 裁判所見学



法廷内の様子



見学終了後に研修を実施

7月から9月 花園コンクール（現地審査の様子）



花の育生状況を確認します



水やりの苦労など花壇の管理について説明を受けました



夏休み中の花壇の管理などを聴きとります



花の品種などについて説明を受けました

10月 文化財研修



会津の文化財の見学を行います



建物の歴史について説明を受けました

10月 文化財研修



建物・仏像の説明を受けました



石碑に書かれている内容の説明を受けました

11月 市民憲章表彰式



参加者全員で市民憲章を唱和



表彰式の様子



絵日記と花園コンクールの写真を展示



終了後の記念撮影

3月 小さな親切実行章贈呈式



成田委員長の祝辞



贈呈式の様子

会津若松市民憲章50周年記念事業 「花園コンクール写真展」

市民憲章制定50周年の節目の年を迎え、より多くの方々に市民憲章の理念と実践活動にふれていただくために、新たに花園コンクール写真展を企画し、平成30年9月11日から15日にかけて開催いたしました。



生涯学習総合センター（市民ギャラリー）



来場者に花の種を配布



学校の部の展示



一般の部の展示



会場内の様子



終了後の記念撮影

会津若松市戊辰150周年 記念式典での市民憲章唱和



会津若松市は平成30年9月22日、戊辰150周年記念式典を會津風雅堂にて開催し、これまでの会津の歴史や先人達の想いを受け継ぎ、さらに発展させ、次の世代に引き継いでいくために、決意を新たにしたところです。

会津若松市民憲章推進委員会では、この戊辰150周年記念式典の会場にて、約1,700名の皆様と一緒に、心をこめて市民憲章の唱和を行いました。



会津若松市民憲章推進宣言

会津若松市は、緑豊かな山々に囲まれた、自然の恵み豊かなまちであり、また、長い歴史につちかわれた城下町であります。

私たちは、この素晴らしい会津若松市を先人から引き継いでまいりました。

この会津若松市の伝統と文化を守り、子どもから高齢者の方まで、さらに住みよいまちにするために、私たちは、市民憲章という目標を定め、心をあわせて、日々これを実践しております。

今年は今会津若松市民憲章制定から50周年という記念すべき節目の年を迎えることとなりました。

ここに、市民憲章運動のさらなる周知と実践を行い、次の世代によりよい会津若松市を引き継いでいくことを決意し、宣言いたします。

平成30年10月27日

会津若松市民憲章推進委員会

会津若松市民憲章推進委員会規約

(目的)

第1条 本会は、市民憲章の周知を図るとともに、市民が心を合わせてよりよい会津若松市にするため適切な実践方法を策定し、これを推進することによって市民憲章のかかげる理想を実現することを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 市民憲章の普及活動及び実践活動の推進に関すること。
- (2) 関係行政機関及び諸団体との連絡調整に関すること。
- (3) 市民憲章に係る調査研究及び表彰に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 本会の組織は、第1条の目的に賛同する市民、事業所及び各種団体（以下「会員」という。）をもって組織する。

- 2 会員は、個人会員と団体会員とする。
- 3 会員は、推進委員会事業に、随時参加を図る。

(推進委員)

第4条 本会に、推進委員をおく。

- 2 推進委員は、市民の自薦及び団体推薦により若干名を選出する。
- 3 推進委員は、第1条の目的を達成するための先導的な役割を担い、本会の運営に参画する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 3名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

- 2 委員長、副委員長、会計及び監事は、総会において選任する。その選出方法は別に定める。
- 3 常任委員は次の定めるところにより選出する。
 - (1) 部会において選任された部会長及び副部会長をもって充てる。
 - (2) 推進委員の中から若干名を選出する。

(任期)

第6条 推進委員の任期は、2年とする。

- 2 役員任期は、2年とする。
- 3 補欠の委員及び役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 委員長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 常任委員は、本会の運営に関する基本方針等について協議する。
- 4 会計は、会計に関する事務を担当する。
- 5 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

(名誉会長及び参与)

第8条 本会に名誉会長及び参与を置くことができる。

2 名誉会長は、会津若松市長をもって充てる。

3 参与は、総会に諮り選任する。

(会議)

第9条 本会に、総会、役員会、推進委員連絡会のほか、必要に応じ、専門部会及び小委員会をおく。

(総会)

第10条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、年1回、臨時総会は委員長が必要と認めたときに開催し、委員長及び副委員長を除く構成員の中からその都度議長を選出する。

3 総会は、推進委員をもって構成し、本会の運営方針の決定、規約の改廃、役員の選出など重要な事項について審議する。

(役員会)

第11条 役員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 役員会は、委員長、副委員長、常任委員、会計及び監事をもって構成し、会の運営について審議する。

(推進委員連絡会)

第12条 推進委員連絡会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 推進委員連絡会は、推進委員をもって構成し、会の運営について審議するほか、本会と各種団体との連絡調整、交流を図る。

(専門部会)

第13条 専門部会は、それぞれの分担業務の企画及び推進にあたる。

2 専門部員は、推進委員の職にあたるものとする。

3 専門部会については、別に定める。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、会津若松市市民部環境生活課に置く。

(経費)

第15条 本会の経費は、交付金、補助金、寄付金その他収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日等)

1 この規約は、平成11年5月6日から施行する

(規約の廃止)

2 会津若松市民憲章推進委員会規約(昭和50年5月29日制定)は、廃止する。

附則

この規約は、平成15年4月1日改正適用する。

附則

この規約は、平成19年4月1日改正適用する。

附則

この規約は、平成22年4月1日改正適用する。

附則

この規約は、平成25年4月1日改正適用する。

会津若松市民憲章推進委員会(平成30年度)

| | | | |
|-------|--------------------|---------|---------|
| 委員 長 | 成 田 源一郎 | | |
| 副委員 長 | 酒 井 眞知子 | 遠 藤 志津子 | 田 澤 豊 彦 |
| 常任委員 | 五十嵐 久 政 (社会福祉部会長) | | |
| | 猪 俣 美 智 (都市美化部会長) | | |
| | 遠 藤 はるえ (文化教養部会長) | | |
| | 村 岡 トキ子 (社会福祉副部会長) | | |
| | 佐 藤 一 彦 (都市美化副部会長) | | |
| | 林 勝 雄 (文化教養副部会長) | | |
| | 石 井 信 義 | 大 山 享 子 | 小 倉 将 人 |
| | 鈴 木 敬 男 | 塚 原 多美子 | 成 田 眞 一 |
| | 成 田 セツ子 | 永 峯 カ ネ | 矢 吹 貴 美 |
| 会 計 | 久 慈 哲 平 | | |
| 監 事 | 栗 原 正 幸 | 渡 部 義 助 | |
| 推進委員 | 荒 井 利 晴 | 荒 井 美代子 | 小 川 右 善 |
| | 小 倉 孝太郎 | 栗 城 智 仁 | 桑 原 英 俊 |
| | 小 林 智 子 | 小 山 源 昭 | 佐々木 恭 子 |
| | 佐 藤 紀 美 | 佐 藤 俊 材 | 佐 藤 紀 子 |
| | 佐 藤 光 雄 | 白 井 貞 子 | 白 井 康 之 |
| | 高 梨 浩 浩 | 田 中 秋 広 | 坪 田 啓 子 |
| | 独 鈷 容 子 | 新井田 萬壽子 | 二 瓶 孝 文 |
| | 長谷川 清 人 | 平 野 昇 | 星 成 市 |
| | 三 浦 伸 介 | 森 雄 三 | 若 林 正 一 |
| | 渡 部 敬 | 渡 部 輝 夫 | 渡 部 好 純 |
| | 渡 部 千栄子 | | |
| 事 務 局 | 会津若松市 市民部 環境生活課 | | |

会津若松市民憲章推進委員会団体会員(平成30年度)

| | |
|--|--|
| <p>ボーイスカウト会津地区協議会 会津若松ロータリークラブ 会津若松医師会 会津若松市議会 会津若松市子ども会育成会連絡協議会 会津若松市少年センター補導員会 会津若松市民生児童委員協議会 会津若松市老人クラブ連合会 会津若松商工会議所 会津若松地区更正保護女性会 会津若松鶴城ライオンズクラブ 公益社団法人 会津青年会議所 湯川を美しくする会 会津土建株式会社 福島県退職女性教職員あけぼの会北会支部</p> | <p>会津若松ライオンズクラブ 会津若松葵ライオンズクラブ 会津若松市各種女性団体連絡協議会 会津若松市区長会 会津若松市商店街連合会 会津若松市婦人団体連絡協議会 会津若松市立小中学校長協議会 会津若松歯科医師会 会津若松西ロータリークラブ 会津若松地区保護司会 会津磐梯ライオンズクラブ 生活学校会津あおい 連合福島会津若松地区連合会 会津商工信用組合 福島県退職公務員連盟北会津支部</p> |
|--|--|

(順不同)

会津若松市民憲章制定50周年記念事業実行委員会

| | | | |
|--------|---|---|--|
| 実行委員長 | 田澤豊彦 | | |
| 副実行委員長 | 酒井真知子 | 遠藤志津子 | |
| 実行運営委員 | 五十嵐久政 遠藤はるえ 久慈哲平 鈴木敬男 成田セツ子 村岡トキ子 | 石井信義 大山享子 栗原正幸 塚原多美子 永峯カネ 矢吹貴美 | 猪俣美智 小倉将人 佐藤一彦 成田眞一 林勝雄 渡部義助 |
| 大会長 | 成田源一郎 | | |
| 委員 | 荒井利晴 小倉孝太郎 小林智子 佐藤紀美 佐藤光雄 高梨浩 独鈷容子 長谷川清人 三浦伸介 渡部敬 渡部千栄子 | 荒井美代子 栗城智仁 小山源昭 佐藤俊材 白井貞子 田中秋広 新井田萬壽子 平野昇 森雄三 渡部輝夫 | 小川右善 桑原英俊 佐々木恭子 佐藤紀子 白井康之 坪田啓子 二瓶孝文 星成市 若林正一 渡部好純 |

会津若松市民憲章制定50周年記念誌編集委員

| | | | |
|---------|-------|-------|-------|
| 社会福祉部会長 | 五十嵐久政 | | |
| 都市美化部会長 | 猪俣美智 | | |
| 文化教養部会長 | 遠藤はるえ | | |
| 編集委員 | 遠藤志津子 | 塚原多美子 | 村岡トキ子 |
| | 渡部義助 | | |

編集委員から

今年には市民憲章制定50周年という記念すべき年であり、また戊辰150周年という年でもありました。そのような中で、編集委員のみなさんと一緒に50周年記念誌を取りまとめることができました。市民憲章の活動を次の世代に受け継いでいけるよう活動を続けていきたいと思ひます。

(五十嵐久政)

市民憲章制定50周年記念誌ということで、力が入ってしまい、思うように書けなかった気がしています。今年には会津若松市も戊辰150周年を迎え、盛り上がっております。市民憲章もさらに市民に広く周知し、知名度を高めていけるよう、これからの取り組みを進めていきたいと思ひます。

(猪俣 美智)

早いもので市民憲章の委員になり3年目を迎えました。今年には市民憲章制定50周年という節目の年ではありますが、様々な取り組みに充実した日々を邁進しております。これからも、市民憲章の周知や運動の推進に努力を重ねていきたいと思ひます。

(遠藤はるえ)

市民憲章が制定されて、今年で50周年、私たち一人ひとりが、小さいことから実践する事が大切です。私は近所の子供達に自分からあいさつをしてきましたが、続けているうちに、子供達から声をかけられるようになりました。会津は歴史と教育のまちです。素晴らしい人材をつくる環境づくりを推進していきましょう。

(遠藤志津子)

市民憲章制定50周年記念誌の編集に携わることで、様々な資料や過去の行事等を再確認することができましたし、記事としては僅かであっても、時に符合して、自分の考えや感想をまとめる良い機会となりました。

(塚原多美子)

市民憲章の活動に参加することにより、様々な知識を吸収することができ、日々の暮らしにも活用されております。今後も健康に気をつけ、活動を続けて行きたいと思っております。

(村岡トキ子)

市民憲章が産声をあげてから50年、記念誌の編集に携わることになりました。市民憲章の制定からこれまでの間、住みよいまちづくりを目指し関わってこられた先人の方々、ご指導いただいた皆様の、まちづくりへの情熱、想いが確かなものとして受け継がれ、深められ、これからも長く会津若松市民の拠り所となるよう念ずるところです。

(渡部 義助)



編 集 後 記

住みよいまちづくりを目指して会津若松市民憲章が制定され、今年で50周年という記念すべき節目の年を迎えました。この間、全国大会の実施や、記念事業など、市民憲章の精神を広く市民に浸透させるための活動を継続してまいりました。これまでかかわってこられた先輩方、また、ご指導、ご協力いただきました方々に心より感謝申し上げます。

今回の記念誌においては、現在の活動を中心に実践活動をまとめることとしました。例年行っている小さな親切運動実行者の推薦、クリーン鶴ヶ城作戦、花園コンクール、作文コンクールなどは、現在、小学生から中学生、また企業や地域の団体等の参加を得て、市民憲章の精神が広がりつつあると感じているところです。

市民憲章運動の推進は終わりのない地道な活動ではありますが、この記念すべき年を契機として、さらに普及啓発活動に努め、この歴史と文化の薫る城下町のまちづくりに熱意をもって取り組み、市民憲章が市民の歩む道しるべとして確かなものとなるよう努めてまいります。

会津若松市民憲章制定 50 周年の歩み

会津若松市民憲章制定 50 周年記念誌

| | |
|-----|---|
| 発行日 | 平成 30 年 10 月 27 日 |
| 発行 | 会津若松市民憲章制定 50 周年記念事業実行委員会 福島県会津若松市東栄町 3 番 46 号 |
| 印刷 | 電話 0242-39-1111 (代表) 事務局：環境生活課 北日本印刷株式会社 |